

## 誓約書

佐世保市緊急通報システムに加入するにあたり、下記の事項を守ることを誓約します。

### 記

- 1 緊急時の救助活動により、住居の一部に破損が生じた場合、その修復は自己負担とし、相手方に責任を問いません。
- 2 緊急通報において、協力員がやむを得ず対応できなかった場合、協力員に責任を問いません。
- 3 緊急通報システムに加入するにあたって、佐世保市が必要な情報を調査し、必要に応じて関係する事業所にその情報を提供することを同意します。
- 4 借り受け期間は緊急通報装置（以下「装置」という。）を受領した日から、返還した日までとします。
- 5 端末機を必要としなくなった時、または条件に該当しなくなったときは速やかに返還を申し出ます。
- 6 端末機を利用目的以外に使用、または転貸、改良、担保に供すること及び第三者に使用させることはしません。
- 7 端末機や付属品の全部または一部を毀損、紛失したときは、ただちにその状況を報告し、市の指示に従います。
- 8 故意または過失にかかわらず、端末機の全部または一部を毀損、紛失したときは、損害に対する費用を負担します。
- 9 装置については、申請した家屋内のみで利用します。
- 10 利用者負担金については、遅滞なく納付します。

年 月 日

佐世保市長 様

申請人 住所

氏名